

条 例	規 則	備 考
<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>(平成 九年千葉県条例第 十二号)</p> <p>(改正 平成十三年千葉県条例第 二六号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県条例第 二五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県条例第 五六号)</p> <p>(改正 平成十八年千葉県条例第 二十号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県条例第 十号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県条例第 九十九号)</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第六条)</p> <p>第二章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準(第七条)</p> <p>第三章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第八条・第九条)</p> <p>第四章 特定事業の規制(第十条―第二十六条)</p> <p>第四章の二 特定事業に係る土地所有者の義務(第二十六条の二・第二十六条の三)</p> <p>第五章 雑則(第二十七条―第三十二条)</p> <p>第六章 罰則(第三十三条―第三十六条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 (目的)</p> <p>第一条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民の生活環境を保全することを目的とする。</p>	<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行期日を定める規則</p> <p>(平成九年千葉県規則第八十号)</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号)附則第一項の規定により規則で定める同条例の施行期日は、平成十年一月一日とする。</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則</p> <p>(平成九年千葉県規則第八十一号)</p> <p>(改正 平成十三年千葉県規則第十八号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県規則第十六号)</p> <p>(改正 平成十六年千葉県規則第十九号)</p> <p>(改正 平成十六年千葉県規則百三十五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県規則第二百五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県規則第六十七号)</p> <p>(改正 平成十八年千葉県規則第六十号)</p> <p>(改正 平成十九年千葉県規則第八十九号)</p> <p>(改正 平成二十二年千葉県規則第二十五号)</p> <p>(改正 平成二十三年千葉県規則第四十五号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県規則第十七号)</p> <p>(改正 平成二十五年千葉県規則第十九号)</p> <p>(改正 平成二十六年千葉県規則第五十五号)</p> <p>(改正 平成二十九年千葉県規則第二十一号)</p> <p>(改正 平成三十一年千葉県規則第二十六号)</p> <p>(改正 令和二年千葉県規則第六号)</p> <p>(改正 令和二年千葉県規則第五十三号)</p> <p>(改正 令和五年千葉県規則第三十九号)</p> <p>(改正 令和五年千葉県規則第四十一号)</p> <p>(改正 令和六年千葉県規則第二十七号)</p> <p>(改正 令和八年千葉県規則第二十七号)</p>	<p>・商法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正</p>

(定義)

第二条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。

2 この条例において「特定事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が三千平方メートル以上であるものをいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第四条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- ・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は対象外。
- ・公有水面の埋立ては対象外
- ・原材料のたい積例。
- ・「土質解良プラントでの土砂」「瓦、煉瓦」などの原料となる土
- ・宅地造成事業、ゴルフ場の造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象とならない

(県の責務)

第五条 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するとともに、市町村が行う土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する施策の総合調整に当たるものとする。

2 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、市町村と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(市町村への支援)

第六条 県は、市町村がその地域の実情に応じて、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する施策を十分に行うことができるように、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第二章

土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準  
第七条 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第三章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(安全基準)

第二条 条例第七条の安全基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目に準じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

・土壌の汚染に係る環境基準について「平成三年環告四十六」に準ずる。

・措置命令違反は罰則あり、条例第三十三条  
・許可事業者には取消し処分あり、条例第二十四条

3 知事は、土砂等の埋立て等により安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第九条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等を使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

#### 第四章 特定事業の規制

（特定事業の許可）

第十条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域（以下「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

一 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

（公共的団体の範囲）

第三条 条例第十条第一号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

一 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企

・措置命令違反は罰則あり、条例第三十三条  
・許可事業者には取消し処分あり、条例第二十四条

・無許可で特定事業を行った者は措置命令、罰則あり、条例第二十三条、第三十三条

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）、千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

（特定事業に係る土地所有者等の同意）  
第十条の二 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第六号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならぬ。

業基盤整備機構  
二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に基づき設立された地方住宅供給公社  
三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に基づき設立された地方道路公社  
四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社  
五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区  
六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定により認可された土地区画整理組合  
七 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして知事の認定を受けた者  
2 前項第七号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（土地所有者等の同意）  
第三条の二 条例第十条の二第一項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第十条の許可の申請が、条例第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（別記第一号様式の二）により、同条第二項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時的たい積特定事業）区域内土地使用同意書（別記第一号様式の三）によらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならない。

（許可の申請）

第十一条 第十条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定事業区域の位置及び面積

三 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名

四 特定事業区域の表土の地質の状況

五 特定事業に使用される土砂等の量

六 特定事業の期間

七 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

八 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

九 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

十 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

十一 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 条例第十条の二第二項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

3 条例第十条の二第二項の規定による同意は、特定事業区域内施工同意書（別記第一号様式の四）によらなければならない。

（許可の申請）

第四条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第二号様式）とする。

2 条例第十一条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）

三 申請者が条例第十二条第一項第一号へに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（条例第十二条第一項第一号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）

四 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

六 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

七 特定事業場の位置図及び付近の見取図

八 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

・他の法令等の許可が必要となる土地（地域）の場合は、その許可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要

・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の同意書が必要

- 九 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
  - 十 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - 十一 特定事業区域の土地の公図の写し
  - 十二 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第七項第二号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式。計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
  - 十三 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
  - 十四 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
  - 十五 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
  - 十六 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
  - 十七 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
  - 十八 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
  - 十九 現場責任者であることを証する書面
  - 二十 前条第一項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書
  - 二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第十一条第一項第十一号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
  - 二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
  - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の

・事業施工中に災害発生を防ぐために、工事方法、工程が判明できる書類を添付すること  
 ・別表四に掲げる行為について  
 ・は、埋立て事業以外に、開発  
 ・許認可の許可書の写し若しくは  
 ・申請書の写しが必要

2 前項の規定にかかわらず、第十条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積特定事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- 三 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- 四 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- 五 特定事業に供する施設及び特定事業区域（以下「特定事業場」という。）の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- 六 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- 七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名

四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

4 条例第十一条第二項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（別記第五号様式）とする。

5 条例第十一条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第二項第一号から第六号までに掲げる書類
  - 二 第二項第七号、第十号、第十一号、第十八号及び第十九号に掲げる書類及び図面
  - 三 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
  - 四 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第二項第十二号に掲げる書類及び図面
  - 五 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となつた場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
  - 六 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となつた場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
  - 七 前条第一項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書
  - 八 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第十一条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
  - 二 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
  - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
  - 四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

・他の法令等の許認可が必要な土地（地域）の場合は、その許認可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要

・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の同意書が必要

7 五 特定事業の期間

第二項第十二号及び第五項第四号の特定事業区域の表土の地質検査は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。  
 一 地質検査は、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。

三 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(申請の制限)

第十一條の二 第十條の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について三年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第十條の許可を受けようとする者は、第八條第二項若しくは第三項、第二十三條又は第二十五條の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第十二条 知事は、第十条の許可の申請が第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第十条の許可をしてはならない。

一 申請者が次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ 第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

ロ 第二十四条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例(平成七年千葉県条例第四十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第二十四条第一項第三号又は第九号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ハ 第二十四条第一項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとする相当の理由がある者

ホ 千葉県暴力団排除条例(平成二十三年千葉県条例第四号)第二条第三号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

(条例第十二条第一項第一号ト及びチの規則で定める使用人)

第四条の二 条例第十二条第一項第一号ト及びチに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次の各号に掲げるものの代

・暴力団員等の欠格要件は平成二十四年改正から導入

- チ 個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 二 第十条の二に規定する同意を得ていること。
- 三 特定事業が三年以内に完了するものであること。
- 四 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。
- 五 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。
- 六 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- 七 第十一条第一項第八号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
- 八 第十一条第一項第八号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から六月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となつていないこと。
- 九 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- 十 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 知事は、第十条の許可の申請が第十一条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第一号、第二号及び第四号並びに次の各号に適合していると認めるときでなければ、第十条の許可をしてはならない。
- 一 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。

- 表者であるものとする。
- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（構造上の基準）

第五条 条例第十二条第一項第六号の規則で定める構造上の基準は、別表第二に定めるとおりとする。

- ・ 事務所は仮設物で可能
- ・ 表土が安全基準に適合していない場合は、許可しない
- ・ 一時たい積特定事業の規定
- ・ 事務所は仮設物で可能
- ・ 表土が安全基準に適合していない場合は、許可しない

- 二 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- 三 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
- 四 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 3 第十条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第一項第六号及び第十号並びに前項第二号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

- 第十三条 第十条の許可を受けた者は、第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十条の二の規定を準用する。
- 2 第十条の許可を受けた者が第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定による命令に従って、当該許可に係る第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。
- 3 第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第十条の二に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 変更の内容及びその理由
  - 三 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 4 第一項の許可を受けようとする者は、第十条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して一年を超えて申請すること

- 2 条例第十二条第二項第二号の規則で定める構造上の基準は、別表第三に定めるとおりとする

(構造上の基準に係る適用除外)

- 第六条 条例第十二条第三項の規則で定めるものは、別表第四に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

- 第七条 条例第十三条第一項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
  - 二 法定代理人の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
  - 三 条例第十条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更
    - イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員
    - ロ 役員
    - ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
  - ニ 第四条の二に規定する使用人
  - 四 現場事務所的位置の変更
  - 五 現場責任者の氏名又は職名の変更
  - 六 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
  - 七 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
  - 八 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
  - 九 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災

- ・ 一時たい積特定事業の構造
- ・ 別表四に掲げる行為については、埋立て事業以外に、開発許認可の許可書の写し若しくは申請書の写しが必要

- ・ 無許可での変更は取消し処分罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

とができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

5 第一項の許可を受けようとする者は、第十条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の十分の二を超えて申請することができない。

6 第一項の許可を受けようとする者は、第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第一項の許可の基準については、前条の規定を準用する。  
8 第十条の許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、第十条の二第一項（第一項及び第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

2 条例第十三条第三項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（別記第六号様式）とする。

3 条例第十三条第三項の規則で定める書類及び図面は、特定事業に係るものにあつては第一号から第七号まで、一時たい積特定事業に係るものにあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げるものとする。

一 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）

三 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

四 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し

六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

七 第四条第二項第七号から第二十一号まで（第二十号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの

八 第四条第五項第二号から第八号まで（第七号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの

4 条例第十三条第三項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）

二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名

三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に

(許可の条件)

第十四条 第十条の許可（前条第一項及び第二十一条の三第一項の許可を含む。以下この章（次条を除く。）において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第十条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(特定事業の着手の届出)

第十四条の二 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第十五条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付は、これを省略することができる。

一 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名

四 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

5 条例第十三条第八項の規定による知事への届出は特定事業軽微変更届（別記第七号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（別記第七号様式の二）を提出して行わなければならない。ただし、第一項第三号に掲げる者に係る知事が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。

(特定事業の着手の届出)

第七条の二 条例十四条の二の規定による届出は、特定事業着手届（別記第七号様式の三）を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第八条 条例第十五条の規定による届出は、土砂等の量が五千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第八号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第十五条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第九号様式）とする。

3 条例第十五条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調査書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表

- ・届出を怠った者は罰則あり、条例第三十五条
- ・軽微変更の土地所有者へ通知は平成十五年改正で導入
- ・条件違反者は取消し処分あり、条例第二十四条

- ・無届出者は罰則あり、条例第三十五条

- ・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条
- ・搬入届は発生場所ごと、かつ、五千立方メートルごとに提出

二 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

三 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたらい積（次条において「一時のたい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

四 その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合。

（土砂等管理台帳の作成等）

第十六条 第十条の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

- 一 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- 二 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時たい積が行われたものである場合は、当該一時たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）
- 三 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の一日当たりの量
- 四 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第十五条第二号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（別記第九号様式の二）とする。

（土砂等管理台帳）

第八条の二 条例第十六条第一項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記第九号様式の三）によるものとする。

2 条例第十六条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- 二 特定事業の許可の番号
- 三 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
- 四 特定事業の許可の期間
- 五 特定事業に使用される土砂等の量
- 六 現場責任者の氏名及び職名
- 七 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
- 八 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- 九 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

- 2 第十条の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
  - 二 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の一日当たりの量及び搬出先ごとの内訳
  - 三 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前各項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。

（地質検査等の報告）  
 第十七条 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところによ

- 3 条例第十六条第二項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積特定事業用）（別記第九号様式の四）によるものとする。
- 4 条例第十六条第二項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項
  - 二 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量
- 5 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第一項各号又は同条第二項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 6 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎年三月末日をもつて閉鎖しなければならない。

（土砂等の量等の報告）  
 第九条 条例第十六条第三項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごとに当該四月を経過した日から一週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が二月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から一週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（別記第十号様式）を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十六条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一週間以内（特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から一週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時）に、特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（別記第十一号様式）を提出して行わなければならない。

（地質検査）  
 第十条 条例第十七条第一項の規定による地質検査は、特定事業を

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

・無報告者、虚偽の報告者は取

り、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域（当該許可に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該一時たい積特定事業の特定事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

2 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、知事にその旨を報告しなければならない。

開始した日から四月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会上、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

一 地質検査は、特定事業区域を三千平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直線に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の四地点）の土壌について行うこと。

三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第一号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、知事が定めるところにより、第一号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、一試料とすることができる。

四 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第十七条第一項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第二十一条の二第三項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、知事の指定する職員の立会の上、知事が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

・一通の搬入届ごとに分類して、たい積している場合は、搬入届の地質分析結果証明書があるので、省略可能

(水質検査)

第十一条 条例第十七条第一項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から四月ごと(条例第二十条第一項の規定による中止の届出、同条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する期日)に、知事の指定する職員の上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと(条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事の指定する職員の上、知事が指定する期日)に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第十二条 条例第十七条第一項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごと(当該四月を経過した日から一週間以内)条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が別に指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書(別記第十二号様式)に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

一 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真

二 第十条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(別記第三号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(別記第四号様式)

三 第十一条の規定により採取した試料の検査試料採取調書(別記第三号様式)及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(別記第十三号様式。環境計量士の発行したものに限る。)

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第十七条

(関係書類等の縦覧)

第十八条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに第十六条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しななければならない。

(標識の掲示等)

第十九条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。  
2 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第二十条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土

定事業を開始した日から三月ごとと当該三月を経過した日から一週間以内(条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の第二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(標識)

第十三条 条例第十九条第一項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(別記第十四号様式)とする。  
2 条例第十九条第一項に規定する標識の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。  
一 特定事業の許可年月日及びその番号  
二 特定事業の目的  
三 特定事業場の所在地  
四 特定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号  
五 特定事業の許可の期間  
六 特定事業場及び特定事業区域の面積  
七 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時たい積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)  
八 現場責任者の氏名及び職名  
九 特定事業場及び特定事業区域の見取図

(特定事業の廃止等に係る届出)

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届(別記第十五号様式)を提出して行わなければならない。

二十四条、条例第三十四条

縦覧させなかつた者等には取消し処分あり、条例第二十四条

違反者には取消し処分あり、条例第二十四条

規模縮小等により事業面積の減少する廃止は、変更許可は不要

砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならぬ。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であつて、当該中止をしようとする期間が二月未満であるときは、届け出ることを要しない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

4 前項の規定による届出があつたときは、第十条の許可は、その効力を失う。

5 知事は、第三項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該特定事業について、第一項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第二十一条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する二月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの

2 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
  - 二 特定事業場の位置
  - 三 特定事業の許可の期間
  - 四 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
  - 五 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
  - 六 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
  - 七 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積
- 3 条例第二十条第三項の規定による届出は、特定事業廃止届（別記第十五号様式の二）を提出して行わなければならない。

(特定事業の完了に係る届出)

第十五条 条例第二十一条第一項の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記第十五号様式の三）を提出して行わなければならない。

2 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可年月日及びその番号

・届出を怠つた者には罰則あり、条例第三十五条

- 確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第十条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (特定事業の終了等)
- 第二十一条の二 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の二月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。
- 3 第十条の許可を受けた者は、第一項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該特定事業について、第一項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通

- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業の完了の予定年月日
- 五 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造
- 3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、特定事業完了届(別記第十六号様式)を提出して行わなければならない。

(特定事業の終了に係る届出)

- 第十五条の二 条例第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定事業終了事前届(別記第十六号様式の二)を提出して行わなければならない。
- 2 条例第二十一条の二第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

- 3 条例第二十一条の二第三項の規定による届出は、特定事業終了届(別記第十六号様式の三)を提出して行わなければならない。

- ・届出を怠った者には罰則あり、条例第三十五条
- ・工事の最終段階で、表面を舗装、元々あつた表土で被覆等の措置を講ずる場合は、その前に完了届を出し、確認を受けること

- ・届出を怠った者には罰則あり、条例第三十五条

知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第二十一条の三 第十条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十条の二の規定を準用する。

2

前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第十条の二に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 申請者が第十二条第一項第一号へに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名)

四 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(譲受けの許可の申請)

第十五条の三 条例第二十一条の三第二項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(別記第十六号様式の四)とする。

2

条例第二十一条の三第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)

二 申請者が条例第二十一条の三第四項において準用する条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面(別記第二号様式の二)

三 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し)

四 申請者が法人である場合にあつては、その役員(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し

六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者(県の区域内に住所を有しない者に限る。)の住民票の写し

七 特定事業場の位置図及び付近の見取図

八 現場責任者であることを証する書面

九 その他知事が必要と認める書類

3 条例第二十一条の三第二項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号

・無許可での譲受けは取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

3 第一項の許可を受けようとする者は、第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

4 第一項の許可の基準については、第十二条の規定（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）を準用する。

5 第一項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第十条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を継承する。

(相続等)

第二十二条 第十条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第十条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出るとともに、第十条の第二項（第十三条第一項及び前条第一項において準用する場合を含む。）の同意をした

二 譲り受けようとする特定事業の許可の期間

三 特定事業場の位置

四 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあつては、その役員の氏名

五 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名

六 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名

七 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

八 現場責任者の氏名及び職名

九 譲受けの理由

(相続等の届出)

第十六条 条例第二十二条第二項の規定による知事への届出は特定事業相続等届（別記第十七号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（別記第十七号様式の二）を提出して行わなければならない。

・届出を怠った者には罰則あり、条例第三十五条

土地の所有者に通知しなければならない。

(措置命令)

第二十三条 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第十条の許可を受けた者(第十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、第十条又は第十三条第一項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十四条 知事は、第十条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- 一 第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 不正の手段により第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可を受けたとき。
- 三 第十条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き一年以上行っていないとき。
- 四 第十二条第一項第一号ホ若しくはリに該当するに至ったとき又は第十条の許可を受けた当時第十二条第一項第一号ホ若しくはリに該当していたことが判明したとき。
- 五 第十二条第一項第一号ヘからチまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第十条の許可を受けた当時第十二条第一項第一号ヘからチまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。

・命令違反者には取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

・命令違反者には取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

・命令違反者には罰則あり、条例第三十三条

・汚染土砂使用に対する停止、保全、撤去命令違反  
・変更許可違反  
・許可条件違反  
・土砂等搬入届、土砂等管理台帳作成、地質等の検査報告、縦覧、標識掲示等の違反

六 第十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

七 第十四条の条件に違反したとき。

八 第十五条から第十九条までの規定に違反したとき。

九 第二十二条第一項の規定により第十条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第十二条第一項第一号イからリまでのいずれかに該当するとき。

十 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。  
2 前項の規定により第十条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第一項又は第二項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第二十五条 知事は、第二十条第六項、第二十一条第五項、第二十一条の二第五項又は前条第二項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

#### （関係書類等の保存）

第二十六条 第十条の許可を受けた者は、当該特定事業について第二十条第三項の規定による廃止の届出、第二十一条第三項の規定による完了の届出若しくは第二十一条の二第三項の規定による終了の届出をした日又は第二十四条第一項の規定による第十条の許可の取消しの通知を受けた日から三年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第四項において同じ。）の保存をもつて、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。

#### （関係書類等の保存）

第十六条の二 条例第二十六条第二項の規則で定める電磁的記録は、条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をもつて調整するファイルに情報を記録したものとす。

2 条例第二十六条第一項に規定する書類及び図面の写し並びに条例第十六条に規定する土砂管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製する

・ 廃止、完了、終了、取消し後にも措置命令がかかる  
・ 命令違反者は罰則あり、条例第三十三条

・ 違反者は罰則あり、条例第三十五条

この場合における前項及び第三十五条第二号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 第十条の許可を受けた者は、第十六条に規定する土砂等管理台帳を同条第一項又は第二項の規定による閉鎖後三年間保存しなければならない。

4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第三十四条第四号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

#### 第四章の二 特定事業に係る土地所有者の義務

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第二十六条の二 土地の所有者は、第十条の二第一項（第十三条第一項及び第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあつては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第十一条第一項第一号から第十号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては同条第二項第一号から第六号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第十条の二第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われ

ファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

3 条例第十条の許可を受けた者が、前項各号の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第十六条の三 条例第二十六条の二第二項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月一回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触

ている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第十条の二第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第二十六条の三 知事は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第八条第三項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第二十三条第一項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第二十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場そ

していかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

・命令違反者に罰則あり、  
条例第三十三条

・命令違反者に罰則あり、  
条例第三十三条

・立入検査を拒むものは罰則あり、  
条例第三十四条

の他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第二十八条の二 知事は、第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可をしようとするときは、第十二条第一項第一号ホからリまでのいづれかに該当する事由(同号へからリまでのいづれかに該当する事由にあつては、同号ホに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第二十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第十二条第一項第一号ホからリまでのいづれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第二十八条の三 千葉県警察本部長は、特定事業を行う者について、第十二条第一項第一号ホからリまでのいづれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該特定事業を行う者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(手数料)

第二十九条 第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(市町村との関係)

(身分を示す証明書)

第十七条 条例第二十八条第二項に規定する証明書は、身分証明書(別記第十八号様式)とする。

(条例の規定の適用除外の申出)

・「ちば電子申請サービス」を利用した電子納付による。

第三十条 市町村がその地域の実情に応じて独自に土砂等の埋立て等に対する施策を講じ、又は講じようとする場合にあっては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定（第五条及び第六条を除く。以下この条において同じ。）の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があったときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。

3 前項の告示があったときは、この条例の規定は、同項に規定する日から当該市町村の区域においては、適用しない。

4 前項の規定によりこの条例の規定が適用されなくなつた市町村の区域において現に第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の規定により許可を受けて行われている特定事業については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

### 第三十一条 削除

#### （委任）

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十八条 条例第三十条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書（別記第十九号様式）を知事に提出して行わなければならない。

#### （書類等の提出）

第十九条 条例第十一条第一項及び第二項の規定による申請、条例第十三条第三項の規定による変更許可申請、条例第二十一条の三第二項の規定による譲受け許可申請、条例第十三条第八項、条例第十四条の二、条例第十五条、条例第二十条第一項及び第三項、条例第二十一条第一項及び第三項、条例第二十一条の二第一項及び第三項並びに条例第二十二條第二項の規定による届出並びに条例第十六条第三項及び条例第十七条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、三部（特定事業区域の面積が一万平方メートル以上である場合にあっては、四部）とする。ただし、特定事業区域が二以上の市町村の区域に存する場合にあっては、当該市町村の数に二（特定事業区域の面積が一万平方メートル以上である場合にあっては、三）を加えた部数とする。

・当該市町村に申請すること  
（千葉市、銚子市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、野田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、君津市、富津市、四街道市、八街市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、長生村、大多喜町、鋸南町 令和八年四月一日現在）

第六章 罰則  
第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘

・安全基準不適合土砂等による

禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項若しくは第三項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十六条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の規定に違反して特定事業を行った者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第十六条第三項、第十七条第一項若しくは第二項又は第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十六条第三項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- 五 第二十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第八項、第十四条の二、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項又は第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十六条第一項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

埋立て等に対する命令違反  
災害防止緊急措置命令、無許可者撤去命令、事業停止及び取消し命令、廃止等に伴う義務違反者の措置命令の違反  
無許可、変更無許可、譲受け無許可の者

土砂等搬入届を怠った者

土砂等管理台帳作成及び報告を怠った者

土砂等の量及び地質検査の報告、安全基準不適合土砂等の報告、その他の報告を怠った者

立入検査を妨害した者

軽微変更の届、着手届、廃止の届、完了の届、終了の届、相続等の届を怠った者  
書類の保存を怠った者

対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成九年十月規則第八十号で、同十年一月一日から施行)

ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して六月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に第十条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 第七条第一項の規定により規則で定めようとする場合については、知事は、この条例の施行の日前においても千葉県環境審議会の意見を聴くことができる。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

4 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。  
別表第二中千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例第十九号)に基づくものの項の次に次のように加える。  
(次のよう略)

附 則 (平成十三年二月二十三日条例第二十六号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月七日条例第二十五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は公布の日から、第五条、第六条、第三十条及び第三十一条の改正規定は平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(以下「改正前の条例」という)第十条又は第十三条第一項の規定によ

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年一月一日から施行する。

(使用料及び手数料規則の一部改正)

2 使用料及び手数料規則(昭和三十一年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表五中第三十七号の次に次の二号を加える。

三十七の十三 特定事業許可申請手数料

三十七の十四 特定事業変更許可申請手数料

附 則 (平成十三年三月二日規則第十八号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定、第十一条の改正規定(「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分に限る。)及び別表第一の改正規定公布の日

二 第十条の改正規定及び第十一条の改正規定(「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分を除く。)平成十三年五月一日

三 別表第四の改正規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)の施行の日

附 則 (平成十五年三月七日規則第十六号)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という)第十八条の規定による適用除外申出書の提出期限については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 前項の規定により適用除外申出書の提出を行う場合の改正後の規則の規定の適用については、第十八条中「一月前」とあるのは

る許可（以下「既許可」という。）を受けている者は、それぞれ改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条又は第十三条第一項の規定による許可を受けた者とみなす。

3 改正後の条例第十四条の二の規定は、この条例の施行の際現に既許可を受けている者で当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しているものについては、適用しない。

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第二十二條第一項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であつて同条第二項の規定による届出をしていないものについては、改正後の条例第二十一條の三及び第二十二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 改正後の条例第四章の二の規定は、施行日前にされた既許可に係る特定事業については、適用しない。

6 改正後の条例第三十條第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による告示は、平成十五年四月一日前においても行うことができる。

7 （使用料及び手数料条例の一部改正）  
使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一（第三條第二項）		特定事業許	一件につき	四万八千円
千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二條）に基づくもの		料	一件につき	二万八千円
		特定事業変	一件につき	二万八千円
		更許可申請	一件につき	二万八千円
		手数料	一件につき	二万八千円
		特定事業讓	一件につき	二万八千円
		受け許可申	一件につき	二万八千円
		請手数料	一件につき	二万八千円

附則（平成十七年七月二十二日条例第五十六号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附則（平成十八年三月三十日条例第二十号）  
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。  
附則（平成二十四年三月二十三日条例第十号）  
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

「二十日前」と、別記第十九号様式中「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第三十條第一項の規定により、同条例」とあるのは「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年千葉県条例第二十五号）附則第六項の規定により、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」とする。  
附則（平成十五年八月二十九日規則第百十八号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十七條の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十七條の規定により発行されたものとみなす。

3 改正後の規則別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三條第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五條の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするものについて、施行日以降に条例第十五條の規定による届出を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第一の規定による安全基準に適合し

・「ちば電子申請サービス」を利用した電子納付による。

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第九十九号）  
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年三月七日千葉県条例第二十一号抄）  
（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされる罰則を適用する場合には、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされる又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（規則への委任）

7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、刑法等一部改正法等の施行に関し必要な経過措置は、規則（千葉県公安委員会が所掌する事項については、千葉県公安委員会規則）で定める。ただし、職員の給与に関する条例の施行及び職員の退職手当に関する条例（学校職員（職員の給与に関する条例第一条の二第三項に規定する職員をいう。以下同じ。）に関する事項を除く。）の施行に関し必要な経過措置にあつては千葉県人事

ていることについて施行日以前に同条の規定による証明があつたとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十條第五項、条例第二十一條第四項及び条例第二十一條の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十六年三月二十三日規則第十九号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三條第一項第一号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める改正規定は公布の日から、同号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める改正規定は平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月一日規則第百三十五号）

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年十月二十五日規則第百六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第九條第一項、第十條第一項各号列記以外の部分、第十一條第一項及

委員会規則で、職員の退職手当に関する条例（学校職員に関する事項に限る。）の施行に関し必要な経過措置にあつては千葉県教育委員会があらかじめ千葉県人事委員会の承認を得て千葉県教育委員会規則で定めるものとする。

び第十二条第一項各号列記以外の部分の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第十條の許可を受けている者が、この規則の施行の日以後最初に行わなければならない当該許可に係る千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第九條第一項の土砂等の量等の報告、第十條第一項の地質検査、第十一條第一項の水質検査及び第十二條第一項の地質検査等の報告については、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十九年九月二十八日規則第八十九号）

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第二十五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第四十五号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日規則第十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三條第一項第一号の改正規定、別表第一セレンの項及びほう素の項の改正規定並びに別記第四号様式及び第十三号様式の改正規定は公布の日から、同表の備考に加える改正規定は同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（別記第四号様式及び第十三号様式を除く。）の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月八日規則第十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則（平成二十六年九月三十日規則第五十五号）  
この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 別表第四第十八号及び第十九号の改正規定 公布の日
  - 二 別表第四の改正規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）  
平成二十七年四月二日
  - 三 別表第四第二号の改正規定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十一号）  
（施行期日）
- 1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成二十九年九月三十日までのものに限る。）を行う場

合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があつたとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際既に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則（平成三十一年三月二十九日規則第二十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際既に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該

- 4 届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成三十一年九月三十日までのものに限る。）を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があつたとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
附則（令和二年二月十八日規則第六号）  
この規則は、公布の日から施行する。  
附則（令和二年九月二十五日規則第五十三号）  
（施行期日）  
1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等を使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌

の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての新規別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前二項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、第二十条第五項、第二十一条第四項及び第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和五年四月二十八日規則第三十九号）  
（施行期日）

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。  
（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第四十三号に掲げる行為とみなす。

附 則（令和五年五月二十三日規則第四十一号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日規則第二十七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三十一日規則第二十七号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。



クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマ)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	シス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一、五・二又は五・三・一に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法

ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格K〇一〇二―二の五・二及び五・三、五・二及び五・四、五・二及び五・五又は五・二及び五・六に定める方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格K〇一〇二―三の五・二、五・五又は五・六に定める方法
ン一・四―ジオキサ	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法

備考

- 一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 二 公共事業（条例第十号第一号に規定する公共事業をいう。）のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液一リットルにつき0・0三ミリグラム、二・四ミリグラム及び三ミリグラムとする。
- 三 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 全シアン項目の測定方法については、次のとおりとする。  
イ 規格K〇一〇二―二の九・六に定める方法により分析を行う場合にあつては、蒸留操作は装置にて行わないものとする。  
ロ 昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法により測定する場合にあつては、蒸留操作は装置にて行うものとする。
- 五 有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。）の項目について、規格K〇一〇二―四の七・二・一及び七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二・一に定める操作とするものとする。
- 六 六価クロムの項目について、規格K〇一〇二―三の二四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K〇一七〇―七の七に定める操作を行うものとする。
- 七 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一〇二―五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と規格K〇一〇二―五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 八 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。  
イ 規格K〇一〇二―二の五・二及び五・四に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇―六の六四二注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。  
ロ 規格K〇一〇二―二の五・二及び五・五に定める方法による測定は、蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によつて液性を判別することとし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、五・二に定める操作を省略することができるものとする。

別表第二（第五条第一項）……………通常の埋立ての際の構造基準（別表第四を除く）

- 一 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 二 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 三 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の土質の	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に關する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	その他	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル（埋立て等の高さが一・五メートル以下の場合にあつては、一・五メートル）以上の勾配
その他	注2	五メートル以下	安定計算を行い、安全が確保される高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上の勾配
その他	注3	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 四 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第十四条の規定にそれぞれ適合すること。
- 五 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあつては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 六 特定事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 七 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 八 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

注1 参考条文が掲示されているので参照にして区分すること

注2 建設発生土以外の土砂で泥土以外のもの

注3 第四種建設発生土及び浚渫土並びに泥土

注4 参考条文が掲示されている  
 ・施工中、締め固め等を随時実施

別表第三 (第五条第二項) . . . . . 一時たい積特定事業の場合の構造基準

一 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該下欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

五千平方メートル未満	四メートル以上
五千平方メートル以上一ヘクタール未満	六メートル以上
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	十メートル以上
三ヘクタール以上五ヘクタール未満	十四メートル以上
五ヘクタール以上十ヘクタール未満	十八メートル以上
十ヘクタール以上十五ヘクタール未満	二十四メートル以上
十五ヘクタール以上二十ヘクタール未満	二十七メートル以上
二十ヘクタール以上	三十メートル以上

二 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が五メートル以下であること。  
 三 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上のこう配であること。

別表第四（第六条） 構造等については、以下の法令等の許認可等が優先する。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業
- 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十九条第一項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可（同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
- 五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第三十四条第二項及び第四十四条において準用する第三十四条第二項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 七 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第三十二条第一項の規定による道路の占用の許可及び同法第九十一条第一項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）に基づく土地区画整理事業及び同法第七十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 十 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 十一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項の規定による特別地域内及び第二十一条第三項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 十二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為

- 十四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可を要する開発行為
- 十六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業及び同法第六十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 十八 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 十九 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 二十 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 二十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 二十三 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 二十四 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 二十五 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 二十六 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

# 公共的団体認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者  
主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話番号  
担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為      2 登記事項証明書      3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

# 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の一時たい積の

事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 事業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
2 特定事業区域の位置及び面積
3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
4 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
5 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
6 特定事業の期間
7 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
8 特定事業に供する施設及び特定事業区域の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
9 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
10 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

# 特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業

については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

所在及び地番	地目	地積（登記簿）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、 年 月

日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 事業を行う者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
2 特定事業区域の位置及び面積	
3 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名	
4 特定事業区域の表土の地質状況	5 特定事業に使用する土砂等の量
6 特定事業の期間	7 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
8 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	
9 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置	
10 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	
11 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項	

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

## 特定事業区域内施工同意書

次の土地における特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の（埋立て等・一時たい積）事業については、異議がないので、その施工に同意します。

また、同意の前提として、特定事業許可申請者から、 年 月 日に事業の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日  
権利者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名）

印

所在及び地番	地目	地 積 (登記簿)	権利の種類	摘要

# 特定事業許可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の 位置及び面積	地番  ほか 筆	特定事業場の面積 (実測) m <sup>2</sup> うち特定事業区域の面積 (実測) m <sup>2</sup>
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面 のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとおり		
特定事業に使用される土砂 等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m <sup>3</sup> 年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項・・・別紙のとおり		
法定代理人の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、 住所及び代表者の氏名)		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置・・・別添図面 のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置 ・・・別添施工図面 のとおり		

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）</li><li>2 申請者が条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>3 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）</li><li>4 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>7 特定事業場の位置図及び付近の見取図</li><li>8 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</li><li>9 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</li><li>10 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>11 特定事業区域の土地の公図の写し</li><li>12 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書</li><li>13 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</li><li>14 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</li><li>15 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図</li><li>16 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</li><li>17 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</li><li>18 特定事業が規則別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>19 現場責任者であることを証する書面</li><li>20 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書</li><li>21 その他</li></ol>
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

(第3面)

申請者が条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

  

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の 金額	住 所
			割合	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

別紙  
特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発元事業者名	搬入計画等						備考
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日 量m <sup>3</sup>	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分		
			～	～			

注 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第一の区分を記載すること。

# 誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

申請者は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条第1項第1号イからリまで（同条例第21条の3第4項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

条例第12条第1項第1号イからリまでの内容

- |  |
|--|
| <p>イ 条例第8条第2項若しくは第3項、第23条又は第25条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>ロ 条例第24条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が条例第24条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 条例第24条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ニ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ホ 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>チ 個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> |
|--|

第三号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号  
及び第三号並びに第二項）

# 検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名

印

連絡先電話

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次の  
とおり採取しました。

検体区分及び番号	
報告区分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合の 採取深度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）  
結果証明書に記載された番号等を記載すること。

第四号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第二項）

地質分析（濃度）結果証明書

年 月 日

様

発行番号  
 分析機関名  
 代表者  
 所在地  
 電話番号  
 計量証明事業者の登録番号  
 環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分）

計量の対象	単位	測定値	定下 限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.003	
全シアン	mg/l			不検出	
有機リン	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
P C B	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	
四塩化炭素	mg/l			0.002	
クロロエチレン	mg/l			0.002	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1, 4-ジオキサン	mg/l			0.05	

農用地 田に限る	砒素	mg/kg			15	含有 試験
	銅	mg/kg			125	

検体の性状	形状		色		におい	
-------	----	--	---	--	-----	--

備考	発生場所： 発生事業者名： 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地：	工事名： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の
----	---	------------------------------------

# 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第2項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の 位置及び面積	地番   ほか 筆	特定事業場の面積 (実測) m <sup>2</sup> うち特定事業区域の面積 (実測) m <sup>2</sup>
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面 のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとおり (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合・・・別添図面 のとおり)		
特定事業に使用される 土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m <sup>3</sup> 年間の搬出予定量 m <sup>3</sup>	1日平均 m <sup>3</sup> 1日平均 m <sup>3</sup>
特定事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造・・・別添図面 のとおり		
法定代理人の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、 住所及び代表者の氏名)		
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置・・・別添図面 のとおり		

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）</li><li>2 申請者が条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>3 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）</li><li>4 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>7 特定事業場の位置図及び付近の見取図</li><li>8 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>9 特定事業区域の土地の公図の写し</li><li>10 特定事業が規則別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>11 現場責任者であることを証する書面</li><li>12 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図</li><li>13 特定事業に使用される土砂等が遮断されない場合は、特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書</li><li>14 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）</li><li>15 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）</li><li>16 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書</li><li>17 その他</li></ol>
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

(第3面)

申請者が条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
			割合	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

## 特定事業変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について変更したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第13条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項 の内容		
変更の理由		

(第2面)

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）</li><li>2 申請者が条例第13条第7項において準用する条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>3 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）</li><li>4 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し</li><li>5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し</li><li>6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し</li><li>7 特定事業場の位置図及び付近の見取図</li><li>8 特定事業場の平面図及び断面図（埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。一時たい積特定事業の場合にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）</li><li>9 特定事業区域の平面図及び断面図（埋立て等の施工の前後の構造が確認できるものに限る。一時たい積特定事業の場合にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）</li><li>10 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li><li>11 特定事業区域の土地の公図の写し</li><li>12 特定事業の構造上の基準に適合していることを証する書面</li><li>13 特定事業区域に係る表土の地質検査を行った地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書</li><li>14 一時たい積特定事業で土砂等が遮断される構造の場合にあつては、その構造図</li><li>15 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</li><li>16 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図</li><li>17 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</li><li>18 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</li><li>19 特定事業が規則別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</li><li>20 特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書</li><li>21 その他（ ）</li></ol>
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

(第3面)

申請者が条例第13条第7項において準用する条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数		株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の 金額 割合	住所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

## 特定事業軽微変更届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について、軽微な変更をしたので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定事業場の位置：

2 特定事業の許可の期間：

年 月 日 ～

年 月 日

3 軽微な変更の内容

	変更後	変更前
住所（所在地）		
氏名（名称）		
法人の代表者		
法定代理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）		
役員、株主等又は使用人	別紙1から別紙4のとおり	別紙1から別紙4のとおり
現場事務所の位置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量（一時たい積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量）		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設の構造		
変更の理由		

注1 県の区域内に住所を有しない者の住所又は氏名の変更の場合にあっては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

2 土地所有者への通知書及び許可書の写し並びに位置図及び付近の見取図を添付すること。

3 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）を添付すること。

4 役員、株主等又は使用人の変更の場合は、別紙に記載し、新たに役員、株主等又は使用人になった者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写しを添付すること。

5 その他知事が必要と認める書類又は図面を添付すること。

## 新旧対照表（役員・株主等・使用人）

区分	新		旧	
	役職名・呼称	氏名	役職名・呼称	氏名
役員（許可を受けた者が未成年者で法定代理人が法人の場合）				
役員（許可を受けた者が法人である場合）				
株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）				
規則第四条の二に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）				

注 「株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）」欄は、新たに、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者となった者を「新」に、該当しなくなった者を「旧」に記載すること。

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が未成年者の場合）

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙3

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が個人である場合）

許可を受けた者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙 4

届出後の役員、株主等又は使用人の状況（許可を受けた者が法人である場合）

許可を受けた者			
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地	
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額
			割合
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
規則第 4 条の 2 に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

# 特定事業軽微変更通知書

年 月 日

土地所有者

様

事業者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について、軽微な変更をしたので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条第8項の規定により、次のとおり通知します。

	変更後	変更前
住所（所在地）		
氏名（名称）		
法人の代表者		
法定代理人の氏名及び住所 （法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）		
役員、株主等又は使用人	別紙のとおり	別紙のとおり
現場事務所の位置		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業に使用される土砂等の量（一時たい積特定事業の場合は搬入、搬出の予定量）		
特定事業に使用される土砂等の搬入計画		
排水測定施設の位置		
特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設の構造		
変更の理由		

## 新旧対照表（役員・株主等・使用人）

区分	新		旧	
	役職名・呼称	氏名	役職名・呼称	氏名
役員（許可を受けた者が未成年者で法定代理人が法人の場合）				
役員（許可を受けた者が法人である場合）				
株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）				
規則第四条の二に規定する使用人（許可を受けた者に当該使用人がある場合）				

注 「株主・出資者（許可を受けた者が法人である場合）」欄は、新たに、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者となった者を「新」に、該当しなくなった者を「旧」に記載すること。

# 特定事業着手届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

土砂等の埋立て等に着手したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第14条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
着手年月日	年 月 日
土砂等搬入届の提出 年月日	年 月 日

# 土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発生場所：

発生元事業者名：

電話番号

2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真・・・別添のとおり

3 土砂等の発生場所の工事名等

4 土砂等の搬入予定量  $m^3$ うち今回の搬入量  $m^3$

5 土砂等の搬入期間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 土砂等の運搬事業者名（すべて記載のこと。）

7 特定事業に係る区分及び場所

区分： 埋立て等 ・ 一時たい積

場所：

8 特定事業の許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

# 土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者名

様

発生元事業者

住 所

事業者名

代表者又は現場責任者

印

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工事施工場所	
発 注 者	
工事施工期間	
当該工事に係る土砂等発生総量	m <sup>3</sup> （うち搬出契約量 m <sup>3</sup> ）
今回の証明に係る土砂等の量	m <sup>3</sup> （5, 000 m <sup>3</sup> 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	有 ・ 無 別紙のとおり
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	（一時たい積特定事業場） 住所 氏名 （埋立て等の事業場） 住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に規定する区分を記載すること。

# 土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

特定事業者

様

売渡・譲渡元事業者

住 所

事業者名

代表者

印

電話番号

（特定事業者名）が千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき特定事業の許可を受けた区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の認可等を受けている下記の採取場から採取された土砂等であることに相違ありません。

記

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	
認可採取量	m <sup>3</sup>
特定事業区域所在地	
売渡し又は譲渡しの土量	m <sup>3</sup>
売渡し又は譲渡しの期間	年 月 日 ～ 年 月 日

## 土 砂 等 管 理 台 帳

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	千葉県 指令第 号の
特定事業場の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業区域の面積	㎡	使用される土砂等の量	m <sup>3</sup>
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	

（ 年 月分）

発生元事業者名及び住所		工事施工場所		工事現場責任者氏名	
土砂等の発生場所の工事名		搬入土砂等の区分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入契約量	m <sup>3</sup>	土砂等搬入期間	年 月 日～ 年 月 日	土砂運搬契約者名	

日付	搬入量 (m <sup>3</sup> )	発生場所から特定事業場への運搬手段（該当項目すべてに○印を記入）				摘 要
		陸上輸送		海上輸送		
		発生場所からの直送	一時的たい積場を経由	積込地( ) ↓ 積卸地( ) 海上輸送前後は陸上輸送となる		
		県外たい積場 ( )	県内たい積場 ( )			
前月までの累計						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計(残)						
累計						

- 注 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。  
 2 年度ごとに閉鎖すること。  
 3 摘要の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。  
 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

土砂等管理台帳（一時たい積特定事業）（ 年 月分）

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	千葉県	指令第	号の
特定事業場の位置	ほか	許可の期間	年	月	日～年
特定事業区域の面積	m <sup>2</sup>	使用される土砂等の搬入・搬出量	年間の搬入予定量	m <sup>3</sup> 1日平均	m <sup>3</sup>
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	年間の搬出予定量	m <sup>3</sup> 1日平均	m <sup>3</sup>

発生元事業者名及び住所		工事施工場所		工事現場責任者氏名	
土砂等の発生場所の工事名		搬入土砂等の区分		工事施工期間	年 月 日～年 月 日
土砂等搬入契約量	m <sup>3</sup>	土砂等搬入期間	年 月 日～年 月 日	土砂等運搬契約者名	

日付	搬入量 (m <sup>3</sup> )	搬入に係る運搬手段 (該当項目すべてに○印を記入)			特定事業場等への搬出				摘要
		陸上輸送		海上輸送	搬出先	搬出先	搬出先	合計	
		発生場所からの直送	一時的たい積場	積込地 ( ) 積卸地 ( ) 海上輸送前後は陸上輸送となる。	( )	( )	( )		
前月までの累計				搬出量 (m <sup>3</sup> )	搬出量 (m <sup>3</sup> )	搬出量 (m <sup>3</sup> )	搬出量 (m <sup>3</sup> )	残( )	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計(残)									残( )
累計									

注 1 この土砂等管理台帳は、発生場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。  
 2 年度ごとに閉鎖すること。  
 3 摘要の欄には、船名及び土砂等搬入届年月日等を記入すること。  
 4 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

# 特定事業状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日	千葉県	指令第	号の	年 月 日
	許可の期間：	年 月 日	日 ~	年 月 日	
	位置：				
特定事業区域の面積	m <sup>2</sup> （うち今回実施済面積		m <sup>2</sup> ）		
	（実施済面積		m <sup>2</sup> ）		
特定事業に使用される土砂等の量	m <sup>3</sup> （うち今回実施済量		m <sup>3</sup> ）		
	（実施済量		m <sup>3</sup> ）		
発生場所・工事名等	搬入予定 量 m <sup>3</sup>	前回累計 量 m <sup>3</sup>	今回報告 量 m <sup>3</sup>	累計量 m <sup>3</sup>	備考
合 計					

# 特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第3項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特定事業の許可 及び特定事業の 位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 位置：				
	発生場所・工事名等	前回までの 処分残量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	月 日 ~ 月 日		たい積場所 区分の有無
搬入量 <sup>m<sup>3</sup></sup>			搬出量 <sup>m<sup>3</sup></sup>		
合 計					

# 特定事業地質等検査報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第17条  
第1項の規定により、地質等の検査結果を次のとおり報告します。

特定事業の許可 及び特定事業の 位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
土砂等及び排水の採取場所・・・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析（濃度）結果証明書・・・・・・別添のとおり	
排水汚染状況測定（濃度）結果証明書・・・・・・別添のとおり	

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

発行番号  
分析機関名  
代表者  
所在地  
電話番号  
計量証明事業者の登録番号  
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(検体区分

)

項 目	単 位	測定値	定 量 下 限 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	mg/l			
全 シ ア ン	mg/l			
有 機 磷 <sup>りん</sup>	mg/l			
鉛	mg/l			
六 価 ク ロ ム	mg/l			
砒 素	mg/l			
総 水 銀	mg/l			
ア ル キ ル 水 銀	mg/l			
P C B	mg/l			
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l			
四 塩 化 炭 素	mg/l			
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			
トリクロロエチレン	mg/l			
テトラクロロエチレン	mg/l			
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l			
チ ウ ラ ム	mg/l			
シ マ ジ ン	mg/l			
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/l			
ベ ン ゼ ン	mg/l			
セ レ ン	mg/l			
ふ っ 素	mg/l			
ほ う 素	mg/l			
1, 4-ジオキサン	mg/l			
銅	mg/l			
浮 遊 物 質 量	mg/l			
水 素 度 イ オ ン 濃 度 指 数	—		—	

備 考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地:

120cm以上

↑ 90 cm 以 上 ↓	土砂等の埋立て等に関する標識		
	事業の許可	年 月 日 千葉県 指令第 号の	
	事業の目的		
	事業場の所在地		
	事業者の住所、 氏名、連絡先	住所（所在地）	
		氏名（名称）	
		連絡先	
	事業の許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業場及び事業 区域の面積	事業場面積： 事業区域面積：	事業場及び事業区域の見取図	
	土砂等の発生場所 及び搬入予定量  （一時たい積特定 事業の場合は、土 砂等の年間の搬入 及び搬出予定量）		
現場責任者の 氏名及び職名			
	↑ 50cm 以上 ↓		

# 特定事業廃止（中止）事前届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業を廃止（中止）したいので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期間 及び廃止の期日 (中止期間)	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 (中止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
特定事業を廃止（中止）した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	
特定事業を廃止（中止）しようとする場合の工程・・・別紙のとおり	
特定事業を廃止（中止）した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添施工図面のとおり	
一時たい積特定事業の特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積 <span style="float: right;">㎡</span>	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特 定 事 業 工 程 表

土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置の内容又は工法・工種	年	月																					

# 特定事業廃止届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業を廃止したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期間 及び廃止の期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日
土砂等の搬入計画量及び 搬入実績	搬入計画量： m <sup>3</sup> 搬入実績： m <sup>3</sup>
特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	

# 特定事業完了事前届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業が完了するので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期 間及び完了予定期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 完了予定期日 年 月 日
完了した場合の特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業が完了するまでの工程・・・・・・別紙のとおり	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特 定 事 業 工 程 表

土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置の内容又は工法・工種	年	月																				

# 特定事業完了届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業が完了したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期 間及び完了期日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおりに	

# 特定事業終了事前届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業が期間内に完了する見込みがないため、特定事業を終了したいので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
終了した場合の特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	
特定事業が終了するまでの工程・・・・・・別紙のとおり	

注 特定事業区域の現状における現場写真を添付すること。

特 定 事 業 工 程 表

土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置の内容又は工法・工種	年	月																			

# 特定事業終了届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

特定事業を終了したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 位置：
特定事業の許可の期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の搬入計画量 及び搬入実績	搬入計画量： m <sup>3</sup> 搬入実績： m <sup>3</sup>
終了した特定事業区域の構造・・・・・・別添図面のとおり	

# 特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第21条の3第2項の規定により、特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）	
譲受けの理由	

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）</li><li>2 申請者が条例第21条の3第4項において準用する条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>3 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）</li><li>4 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>5 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>6 申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>7 特定事業場の位置図及び付近の見取図</li><li>8 特定事業区域内土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあつては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書</li><li>9 現場責任者であることを証する書面</li><li>10 その他（<span style="float: right;">）</span></li></ol>
千葉県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）	

(第3面)

申請者が条例第21条の3第4項において準用する条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

  

規則第4条の2に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## (第5面)

申請者が法人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(株主又は出資をしている者がある場合)				
発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数又は出資の金額	住 所
			割合	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

（第1面）

# 特定事業相続等届

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条の許可を受けた者の地位を継承したので、同条例第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 千葉県 指令第 号の 許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位置：
承継前の事業者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
承継年月日	年 月 日
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の氏名及び住所 （法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名）	
承継の理由	

(第2面)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 承継を証する書面</li><li>2 届出者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（届出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）</li><li>3 届出者が条例第12条第1項第1号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>4 届出者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）</li><li>5 届出者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>6 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>7 届出者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し</li><li>8 現場責任者であることを証する書面</li></ol>
------------------	--

(第3面)

届出者が条例第12条第1項第1号へに規定する未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

  

(法人である場合)	
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

  

役員			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

  

規則第4条の2に規定する使用人 (届出者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

届出者が個人である場合

届出者			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		男・女	

  

規則第4条の2に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
	役職名・呼称		
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## (第5面)

届出者が法人である場合

届出者				
(ふりがな) 氏名		主たる事務所の所在地		
役員				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）				
発行済株式の総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
規則第4条の2に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者（いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む）。

# 特定事業相続等通知書

年 月 日

土地所有者

様

承継者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

担当者名

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた特定事業について、当該許可を受けた者の地位を承継したので、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条第2項の規定により、通知します。

記

1 承継前の事業者

住所（所在地）：

氏名（名称及び代表者の氏名）：

2 承継年月日

平成 年 月 日

3 承継の理由



# 適用除外申出書

年 月 日

千葉県知事 様

申出者

市町村長

印

電話番号

本市（町・村）の区域について、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第30条第1項の規定により、同条例の規定の適用の除外を受けたいので、次のとおり申し出します。

適用の除外を受けようとする区域	市（町・村）の区域
適用を除外する日	年 月 日
本市（町・村）が講じた（講じようとする）土砂等の埋立て等に対する施策の内容	

## 備考

- 1 土砂等の埋立て等に対する施策の内容が、市町村が定めた条例に基づくものである場合にあっては、当該市町村の条例の公布の日及び施行の日を合わせて記載すること。
- 2 申出書には、市町村が定めた条例その他の土砂等の埋立て等に対する施策の内容を具体的に示す資料を添付すること。